

万代島ルート線都市計画決定の概要

万代島ルート線及び関連道路の 都市計画決定の概要



新潟市都市整備局都市計画部西港周辺整備対策課

1. 万代島ルート線の都市計画決定について

万代島ルート線は、新潟バイパス紫竹山インターチェンジから栗の木線、東港線、広小路通線を經由して寄居町日本銀行前交差点に接続する延長約5.6kmのルートです。また、信濃川を渡る区間は港湾計画及び取り付け道路の接続を考慮した橋梁で結ばれます。

本路線は、新潟市の中心市街地である西港周辺地域と高速道路や広域幹線道路との連絡性を向上するとともに、今後、ますます増大する交通を円滑に処理し、西港周辺地域の活性化を図る上で重要な役割を果たします。

道路構造形式は、新潟バイパス紫竹山インターチェンジから秣川岸通線を越えるまでの区間については、基本的な道路構造形式として平面拡幅高架併用型、秣川岸通線を越えてから寄居町日本銀行前交差点までの区間は、平面街路形式で計画しています。

— 西港周辺地域とは —

新潟西港の周辺に位置する、笹口・本馬越・紫竹地区、万代・長嶺・沼垂地区、山の下地区、古町・入船地区等です。

(1) 万代島ルート線の道路機能

- ①高速道路や広域幹線道路から西港周辺地域への接続道路としての機能を有しています。
- ②交通需要の増大とふくそうする交通流動を円滑に処理する都心環状ルートの一部としての機能を有しています。
- ③信濃川下流の各橋梁断面の交通混雑の解消、とりわけ万代橋の交通負荷を軽減する機能を有しています。
- ④交通渋滞の激しい主要交差点の混雑緩和を図り、地域交通のサービス向上を図る機能を有しています。
- ⑤西港周辺地域の活性化を支援する基幹都市施設としての機能を有しています。
- ⑥沿道景観と調和のとれたシンボルロードとしての機能を有しています。

(2) 万代島ルート線の都市計画決定の概要

万代島ルート線は、都市計画道路3・1・506号栗の木線の名称、起終点及び幅員等を変更し、3・1・506号万代島ルート線として都市計画決定を行ったものです。決定内容は以下のとおりです。

都市計画決定権者		新潟県知事					
種別	都市計画道路の名称	位置		延長	(注1)構造形式	(注2)幅員	備考
		起点	終点				
幹線街路	3・1・506号万代島ルート線	新潟市紫竹山3丁目	新潟市寄居町	約5,580m		66.5m	
	内訳	新潟市紫竹山3丁目	新潟市住吉町	約4,360m	嵩上式	19.5~80.1m	嵩上式区間約1,380m 嵩上式、地表式併設区間約2,980m
		新潟市住吉町	新潟市寄居町	約1,220m	地表式	29.0~48.0m	

注1；構造形式の嵩上式、地表式とは、各々、下記のように分類しています。

①嵩上式；道路面が地表面より概ね5.0m以上高い区間が350m以上連続している区間。

②地表式；道路面が概ね地表面と同じ高さの区間。

注2；標準となる有効幅員を記載しています。（内訳の欄に記載している幅員は、その構造形式の区間における最小～最大の幅員です）

2. 関連道路の都市計画決定について

3・1・506号万代島ルート線の都市計画決定とあわせ、関連する都市計画道路についても同時に都市計画決定を行いました。

関連都市計画道路の内、3・2・584号秣川岸通線は、万代島ルート線の接続道路として増大する都市内交通を安全・円滑に処理するとともに、古町・入船地区における東西方向の交通需要に対応した道路網の形成を図るため、新たな都市計画道路として、新規決定したものです。

(1) 関連道路の都市計画決定の概要

万代島ルート線に関連する都市計画道路は8路線あり、その決定内容は以下のとおりです。

都市計画決定権者		新潟県知事					
種別	都市計画道路の名称	位置		延長	構造形式	幅員	備考
		起点	終点				
幹 線 街 路	3・2・584号 秣川岸通線	新潟市上大川 前通7番町	新潟市 船場町1丁目	約840m	地表式	32.0m	〔新規決定〕
	3・2・502号 新潟バイパス	西蒲原郡 黒埼町大字 山田字堤付	新潟市 大形本町	約 11,290m	嵩上式	32.0m	〔インターチェンジ追加による区域の変更の決定〕
	3・3・511号 出来島上木戸線	新潟市 出来島	新潟市 上木戸	約 7,370m	地表式	22.0m	〔交差点改良に伴う区域の変更の決定〕
	3・3・518号 東港線	新潟市 上所2丁目	新潟市 末広町	約 4,290m		22.0m	〔交差点改良に伴う区域の変更の決定〕
	内 訳	新潟市 沼垂東5丁目	新潟市 松島1丁目	約 1,180m	嵩上式	15.5~ 23.0m	支線
		新潟市 上所2丁目	新潟市 末広町	約 4,290m	地表式	12.0~ 30.0m	
	3・4・521号 一番堀通入船線	新潟市 一番堀通町	新潟市入船町 通4丁目	約 3,595m	地表式	21.8m	〔交差点改良に伴う区域の変更の決定〕
	3・4・522号 万代沼垂線	新潟市 万代5丁目	新潟市 沼垂西1丁目	約810m	地表式	18.0m	〔終点の変更の決定〕
	3・4・525号 西堀通線	新潟市学校町 通1番町	新潟市 西堀通8番町	約 1,440m	地表式	20.0m	〔終点の変更の決定〕
3・4・539号 美術館前通線	新潟市 田中町	新潟市東大畑 通2番町	約210m	地表式	16.0m	〔都市計画道路広小路通線の名称及び終点の変更の決定〕	

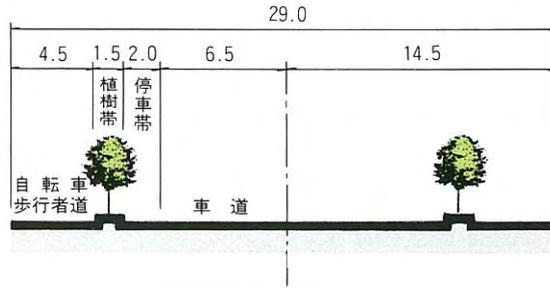
注；構造形式及び幅員は万代島ルート線都市計画変更内容の注1、注2の説明と同様です。

備考欄の〔 〕内は、都市計画決定内容を補足説明したものです。

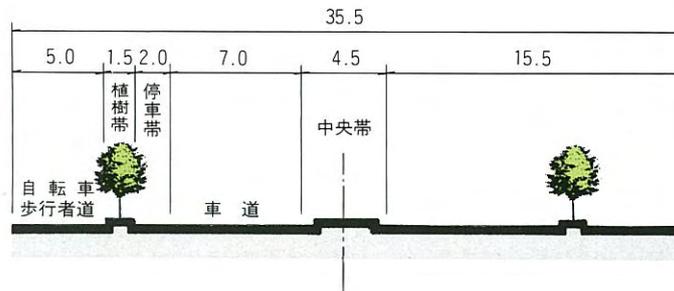
3. 万代島ルート線標準横断面構成

(単位；m)

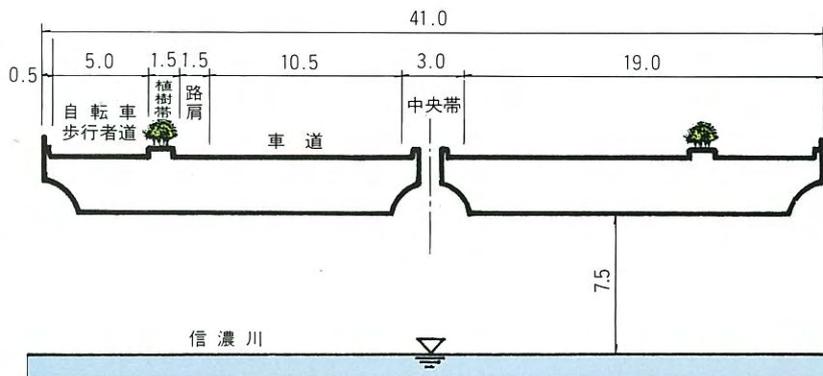
㊤ 寄居町日本銀行前交差点～法務合同庁舎前交差点までの区間



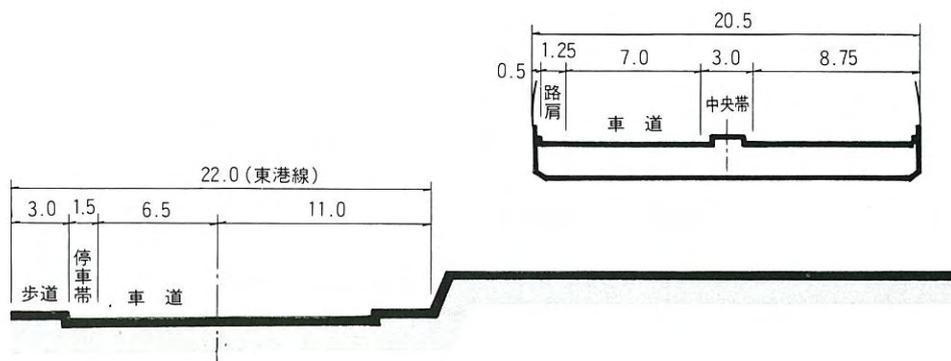
㊥ 法務合同庁舎前交差点～秣川岸通線手前(金比羅通)までの区間



㊦ 橋梁区間

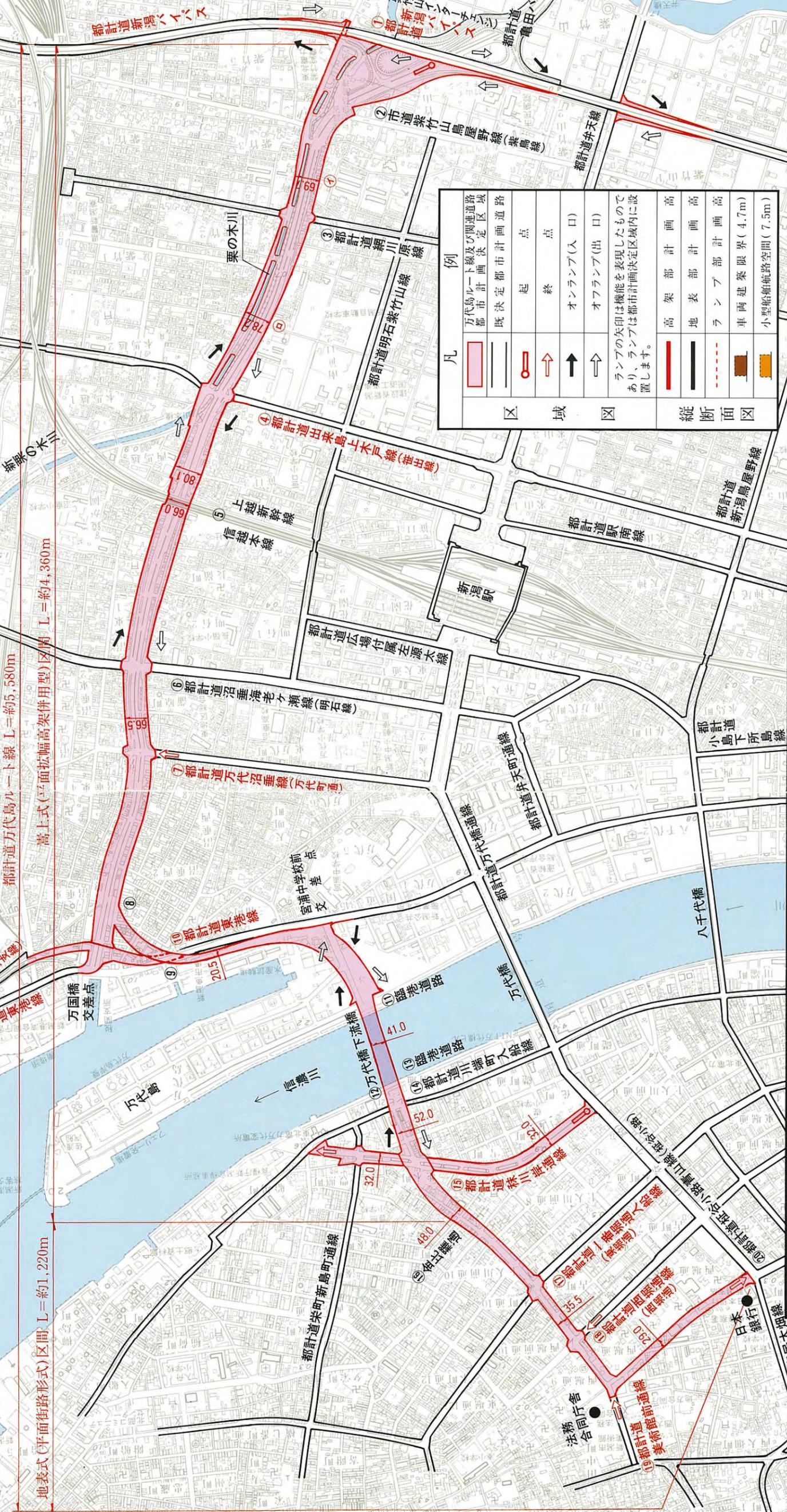


㊧ 宮浦中学校前交差点～万国橋交差点までの区間



4. 万代島ルート線及び関連道路の都市計画決定区域図

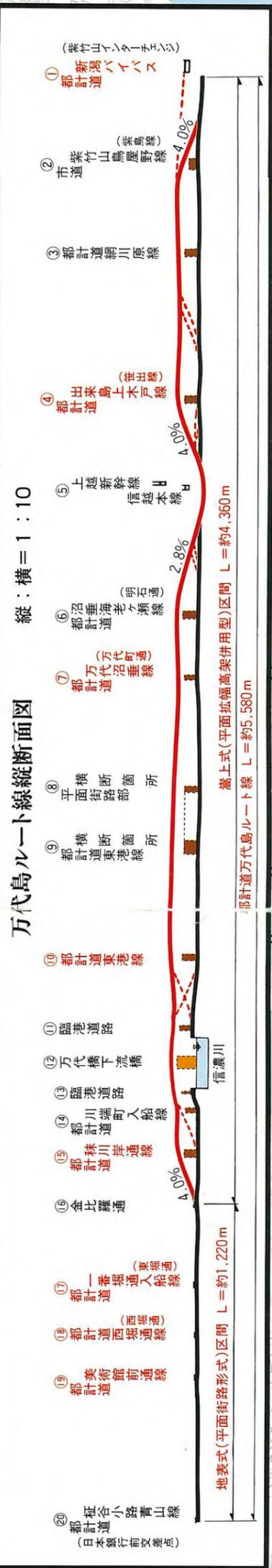
この区域図は、概ねの都市計画決定区域を表示したものであり、縮尺1:10,000の地形図を縮小し作成しているため、地形、地物等は詳細に明示されていません。



都計道万代島ルート線 L=約5,580m
 高上式(平面拡幅高架併用型)区間 L=約4,360m
 地表式(平面街路形式)区間 L=約1,220m

凡	例
区	万代島ルート線及び関連道路都市計画決定区域
域	既決定都市計画道路
図	起 終
	オンランプ(入口)
	オフランプ(出口)
	高架部
	地表部
	ランプ部
	車両建築限界(4.7m)
	小型船舶航路空間(7.5m)

縦：横 = 1 : 10

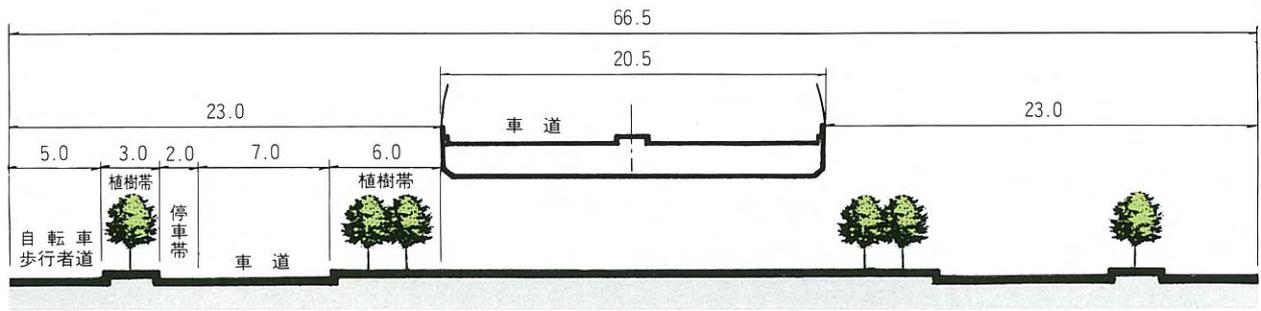


万代島ルート線縦断面図

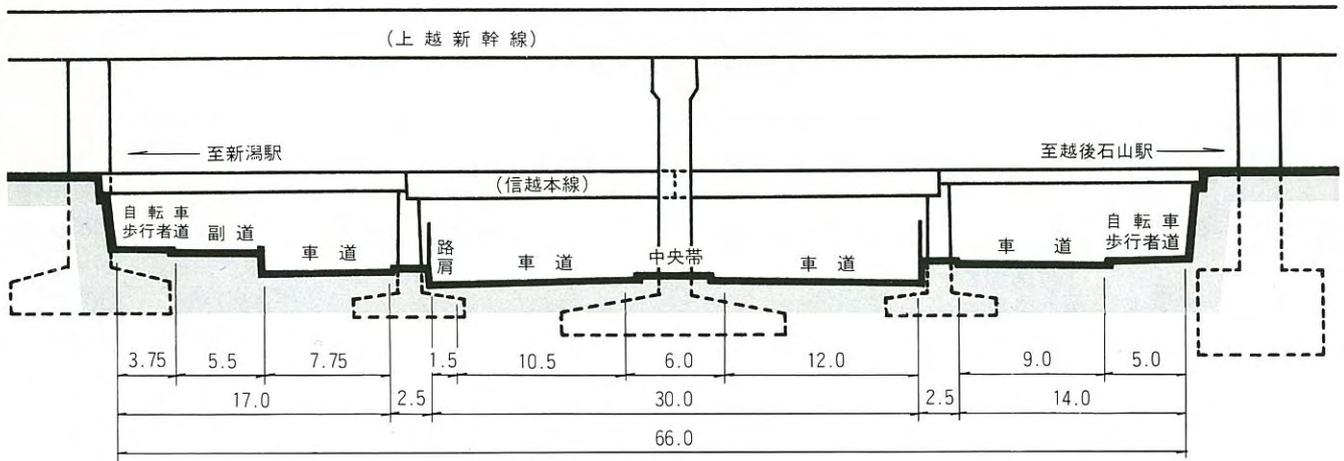
- ① 都計道新鴻バイパス (紫竹山インターチェンジ)
- ② 市道紫竹山鳥屋野線(紫鳥線)
- ③ 都計道網川原線
- ④ 都計道出来島上木戸線(並出線)
- ⑤ 上越新幹線 信越本線
- ⑥ 都計道沼垂海老ヶ瀬線(明石通)
- ⑦ 都計道万代沼垂線(万代町通)
- ⑧ 平面街路部
- ⑨ 都計道東港線
- ⑩ 都計道東港線
- ⑪ 臨港道路
- ⑫ 万代橋下流橋
- ⑬ 臨港道路
- ⑭ 都計道川端町入船線
- ⑮ 都計道株川岸通線
- ⑯ 金比羅通
- ⑰ 都計道一番堀通入船線(東港通)
- ⑱ 都計道西堀通線(西港通)
- ⑲ 都計道美術館前通線
- ⑳ 都計道延合小路青山線(日本銀行前交差点)

※赤字で表示してある路線が都市計画決定の対象路線です。

⑤万国橋交差点～明石通までの区間

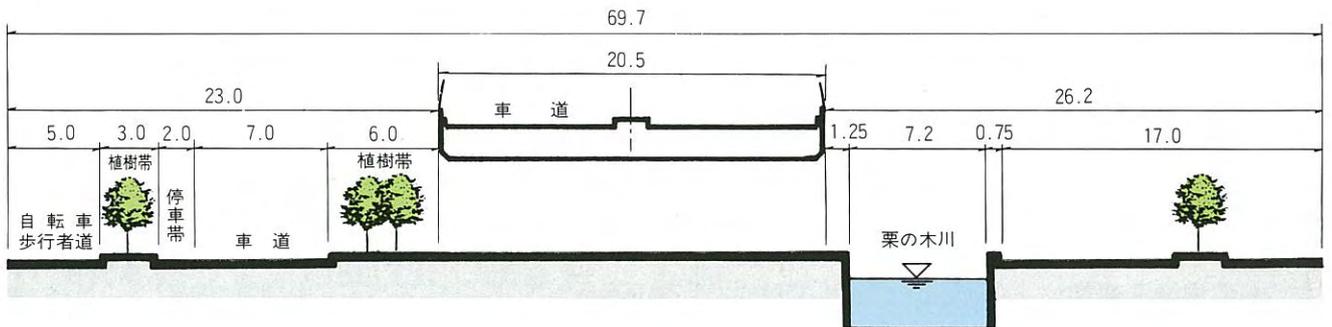


⑥上越新幹線及び信越本線アンダー部

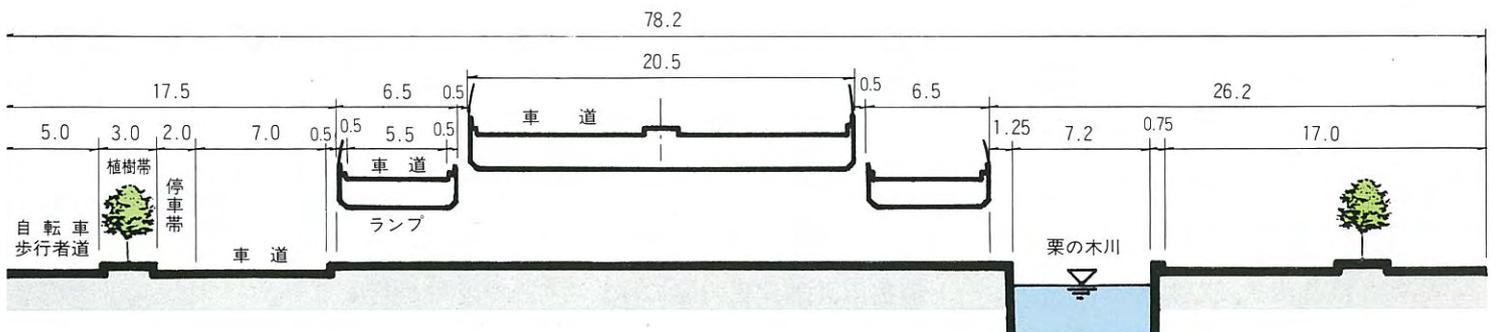


⑦笹出線～紫竹山インターチェンジまでの区間

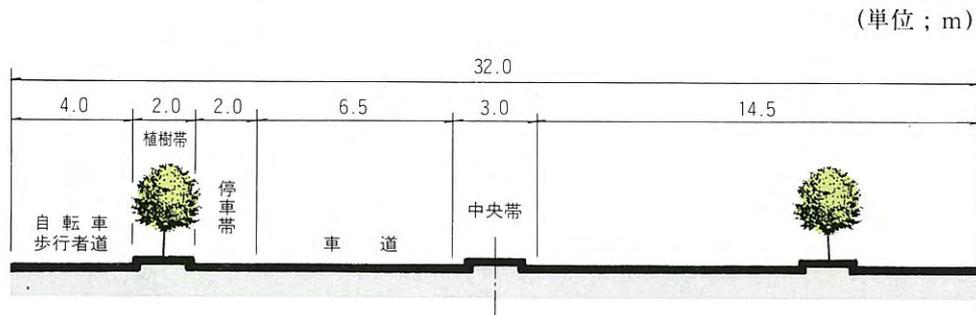
①一般部



②ランプ部



5. 秣川岸通線標準横断面構成



6. 万代島ルート線及び関連道路の 都市計画決定経緯

昭和58～59年度	新潟港周辺地域整備計画調査において、万代橋下流連絡路（万代島ルート、港口部ルート）が提案される。
昭和60年4月20日 ～61年2月17日	新潟港周辺地域整備計画調査の地元説明会（開催回数18回、出席者数約 800名）
昭和62年6月27日	万代橋下流連絡路建設促進大会（出席者数約 400名）
平成2年3月29日 ～8月22日	基本計画地元説明会（開催回数40回、出席者数約 1,950名）
平成2年9月～	都市計画原案の作成
平成4年2月3日 ～2月10日	都市計画案の地元説明会（開催回数7回、出席者数約 2,350名）
平成4年2月3日 ～2月18日	模型展示及び図面掲示会場の開設（入場者数約 3,000名）
平成4年3月24日 ～4月7日	都市計画案の縦覧（§17・1） （縦覧者数 705名、意見書提出数 1,467通）
平成4年5月24日 ～6月24日	市長出席によるまちづくり懇話会の開催 （開催回数5回、出席者数約 375名）
平成4年7月1日	新潟市都市計画審議会の開催
平成4年7月10日	新潟県都市計画地方審議会の開催（§18・1）
平成4年9月2日	都市計画決定の大臣認可（§18・3）
平成4年9月11日	都市計画決定告示（§20・1）

*「§〇・〇」は都市計画法の条項を表しています。
例えば、§17・1は都市計画法第17条第1項を意味します。